

10月23日、臨時議会におきまして、議員各位のご推挙をいただき、議長の要職に就くことになりましたことは、身に余る光栄に存じますと同時に、責任の重大さを痛感いたしております。

議員経験も浅く、浅学非才は元より、その器でないことは自分が一番よく承知をいたしておりますが、この使命の重責を全うすべく、精一杯頑張る覚悟であります。

川根本町は、広大な面積を有し、その94%が山林であります。環境等の問題で森林の大切さや価値が見直されてきています。

以前は、立木を売り、お茶、しいたけの管理、また観光の面では旅館の建設、改装など貢献度は高くあったが、今はその価値が下がり、森林離れとなってきている。

しかし、昨今、国、

県において森林に対し、その必要性また荒廃の危機が迫り、いろいろな形で支援や利用等を検討されている。それにより森林の価値が高まるなどの変化が現れ、森へ人が入るようになればそこに雇用の方が生まれ、茶畑、しいたけ栽培などへも以前のように目が、人手が向けられれば、人の動きがあり、交流も盛んになり、観光という面にも影響が出てくるのではないかと考えます。

本町においても対策等を考えながら、いろいろな方面から見つめ、対応していかねればと思います。地域の活性化という面からは、大きな一因ではないかと考えます。

新町になり二年が過ぎ、知らない事、平等、公平、透明性に欠ける事など、これからの課題もまだまだあります。

また自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点の討議を通しての発見、公開など議会の役目があります。財政問題に対し、強く、多くの英知を集め、監視体制、チェック機能、意思決定と議会の果たす役割は大きく、自治体の政府制度である二元代表民主制を、首長と対等に担う議会の構築と、町民のニーズに応えて優れたまちづくりと住民福祉の向上を目指し、その職責を全うしなくてはならないと決意を新たにしたいと考えています。

皆様のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

議員の構成

議長
森 照信



副議長
久野 孝史



議会運営委員会

- 委員長 板谷 信
- 副委員長 芹澤 徳治
- 委員 鈴木 多津枝
- 委員 高畑 雅一
- 委員 杉本 道生

第一常任委員会

- 委員長 鈴木 多津枝
- 副委員長 小藪 侃一郎
- 委員 久野 孝史
- 委員 板谷 信
- 委員 中澤 智義
- 委員 中田 隆幸
- 委員 佐藤 公敏

第二常任委員会

- 委員長 杉本 道生
- 副委員長 澤畑 義照
- 委員 森 照信
- 委員 芹澤 徳治
- 委員 高畑 雅一
- 委員 原田 全修
- 委員 山本 信之

9月議会報告

第一常任委員会報告

委員長 森照信

第3回定例会が9月10日に開会され、提出された13議案中6議案が初日に可決しました。新規条例に関する1議案を第一常任委員会に付託して審査し、最終日の26日に賛成全員で原案の通り可決しました。

【条例関係】

◎川根本町使用料条例の一部を改正する条例について

◎固定資産評価審査委員会委員の選任について
堀畑 肇氏（下泉）

◎川根本町飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

◎教育委員会委員の任命について
山下喜隆氏（東藤川）

【補正予算】

◎一般会計補正予算(第3号)補正予算額

◎割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

1億6,605万6千円の増額
補正後の総額
58億5,711万5千円

内閣総理大臣、経済産業大臣、衆参両議長に提出しました。

◎介護保険事業特別会計補正予算(第1号)補正予算額

1,519万4千円の増額
補正後の総額

8億7,039万4千円

【人事関係】

9月議会において付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたしました。議案第58号「静岡地方税滞納整理機構の設立について」

概要は、静岡県及び静岡市内の全市町をもって構成するもので、県、市町から移管された、町県民税、国保税の滞納整理事務及び徴収業務研修等を行う目的で設置される組織で、議員定数は8人となっています。

内容は、広域連合議会の解散とは、広域連合も、県、市町と同様の地方公共団体であり、議会の解散も下記の3つの制度がある。

- 住民の直接請求に基づく住民投票による議会の解散
- 議会による長の不信任決議をした場合の議会の解散
- 議会の自主解散

広域連合規約案、組織等の概要については事務局職員の中に顧問職（弁護士、国税OB、警察OB等）を設置するが執行権はない又、派遣職員は身分は、市町の職員ではなく広域連合の職員としての権限を持つ。

負担金については、基本負担額、県3千万円、市町10万円、処理件数割

選挙管理委員会の委員は、県、市町と同様に、広域議会の選挙において選出される又、委員会の役割は広域連合長の選挙を行う場所を指定する、議会の解散、議員・長の解職請求など住民からの直接請求が行われた場合の対応である。

滞納整理機構が差し押さえする前段階で、滞納者が機構に対して申し立てをする機会は、滞納整理機構が事案の移管を受けた場合には、当該滞納者には事案引受通知書兼納税催告書を発出し、一定期間を設けた上で、滞納処分を行うことから申し出は可能である。

以上のようなことが確認された。

（広域連合）静岡地方税滞納整理機構の設立

